

液化石油ガス保安規則

昭和41年 5月25日通商産業省令第52号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可等 (第一種製造者に係る製造の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しな</p>	<p>第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可等 (第一種製造者に係る製造の許可の申請)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しな</p>

<p>なければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の製造計画書には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載し、第六号に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>一 製造の目的</p> <p>二 処理設備の処理能力</p> <p>三 処理設備の性能</p> <p>四 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項</p> <p>五 移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録</p> <p>六 製造のための施設（以下「製造施設」といい、貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面</p>	<p>なければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の製造計画書には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載し、第六号に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>一 製造の目的</p> <p>二 処理設備の処理能力</p> <p>三 処理設備の性能</p> <p>四 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項</p> <p>五 移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録</p> <p>六 製造のための施設（以下「製造施設」といい、貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面</p>
-本則-	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>第十章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査</p> <p>(特定施設の範囲等)</p> <p>第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、告示で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施</p>	<p>第十章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査</p> <p>(特定施設の範囲等)</p> <p>第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に</p>

設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

- 一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

◆追加◆

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の

一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

◆削除◆

◆削除◆

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

- 一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、

<p>所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。</p>	<p>第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）</p> <p>第七十八条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合にお</p>	<p>（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）</p> <p>第七十八条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合にお</p>

いて、**同条第二項から第六項まで**の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、**同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。**

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 **前条第二項から第六項まで**の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、**同条第二項から第六項まで**の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、**同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。**

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

いて、**同条第二項から第七項まで**の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、**同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。**

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 **前条第二項から第七項まで**の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、**同条第二項から第七項まで**の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、**同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。**

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

-本則-

施行日：令和 2年 4月10日

<p>第二節 定期自主検査 (定期自主検査を行う製造施設等)</p> <p>第八十一条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類は、液化石油ガスとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定める量は、三十立方メートルとする。</p> <p>3 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設又は消費施設とする。</p> <p>4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者（第六十二条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ。）、第二種製造者（第六十二条第三項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ）。又は特定高压ガス消費者は、同条の自主検査を行うときは、第一種製造者又は第二種製造者にあつてはその選任した保安係員に、特定高压ガス消費者にあつてはその選任した取扱主任者に、当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>6 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者、第二種製造者及び特定高压ガス消費</p>	<p>第二節 定期自主検査 (定期自主検査を行う製造施設等)</p> <p>第八十一条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類は、液化石油ガスとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定める量は、三十立方メートルとする。</p> <p>3 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設又は消費施設とする。</p> <p>4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者（第六十二条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ。）、第二種製造者（第六十二条第三項の規定により保安統括者を選任する必要のないものを除く。以下この項において同じ）。又は特定高压ガス消費者は、同条の自主検査を行うときは、第一種製造者又は第二種製造者にあつてはその選任した保安係員に、特定高压ガス消費者にあつてはその選任した取扱主任者に、当該自主検査の</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をした製造施設又は消費施設</p> <p>二 検査をした製造施設又は消費施設ごとの検査の方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行った保安係員又は取扱主任者の氏名</p>	<p>実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>6 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者、第二種製造者及び特定高圧ガス消費者は、同条の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をした製造施設又は消費施設</p> <p>二 検査をした製造施設又は消費施設ごとの検査の方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行った保安係員又は取扱主任者の氏名</p>
<p>-その他-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>様式 〔省略〕</p>	<p>様式 〔省略〕</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一〇経産令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
